

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年3月25日

横浜市契約事務受任者
港湾局長 新保 康裕

1 契約の概要

日本丸メモリアルパークタワーA棟空調設備緊急措置工事

2 履行(納品)場所

西区みなとみらい2-1-1

3 契約日

令和6年12月20日

4 履行日又は履行期間

令和6年12月20日 から 令和7年3月31日

5 契約金額

4,918,221円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社MASA1GROUP・湯澤コーポレーション 代表取締役 湯澤 政一
旭区鶴ヶ峰2-10-36

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

当該空調機が利用できないことにより、入居店社従業員の労働環境が著しく悪化し、健康状態に影響を与えたため、緊急対応を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

今回施工する施設の近隣の港湾局所管賑わい施設における空調設備を修繕した実績から当該対象施設を把握しており、工事に必要な建設機械、資材及び労力等の迅速な確保が可能である市内中小企業を選定した。

9 所管課

港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課